佐賀県告示第67号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成29年2月3日から平成29年3月2日まで 佐賀県県土整備部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 肥前呼子線	東松浦郡玄海町大字轟木字轟木 480 番 1 地先から 東松浦郡玄海町大字長倉字長ヲサ 1315 番 地先まで	平成 29 . 2 . 3